

第十三條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事

務ヲ掌ル

第十四條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術

ヲ掌ル

第十五條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻

譯及通辯ヲ掌ル

第十六條 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶

務ヲ掌ル

第十七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務

ニ從事ス

第十八條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技

術ニ從事ス

第十九條 通譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

翻譯及通辯ニ從事ス

第二十條 興亞院ニハ別ニ定ムル所ニ

依リ必要ノ地ニ連絡部ヲ置ク

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

興亞院連絡部官制

第一條 興亞院連絡部ハ支那ニ於ケル

興亞院ノ事務ノ連絡ヲ掌ル

連絡部ヲ置ク地並ニ各連絡部ノ名稱

及擔任區域ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第二條 各連絡部ニ左ノ興亞院職員ヲ

置ク但シ連絡部ニ依リ其ノ一部ヲ缺
クコトヲ得

連絡部長官

勅任

連絡部次長

勅任

書記官

調査官

事務官

技師

通譯官

理事官

屬

技手

通譯生

連絡部ニ屬セシムベキ調査官ハ之ヲ

連ニ

勅任ト爲スコトヲ得

各連絡部ニ屬セシムベキ前二項ノ職員ノ定員ハ別ニ之ヲ定ム

ク 第一項ノ職員ノ外各連絡部ニ興亞院官制第三條ノ規定ニ依ル事務官ヲ置

第三條 各連絡部ニ參與ヲ置キ部務ニ

參與セシム

連絡部參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ
依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ
於テ之ヲ命ズ

第四條 各連絡部ノ分課ハ興亞院總裁
ノ認可ヲ受ケ連絡部長官之ヲ定ム

第五條 連絡部長官ハ興亞院總裁ノ命

ヲ承ケ部務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指

揮監督ス

第六條 連絡部次長ハ連絡部長官ヲ輔

佐シ部務ヲ掌理ス

第七條 内閣總理大臣ハ必要ノ地ニ連

絡部ノ出張所ヲ置クコトヲ得

第八條 連絡部長官及出張所ノ長ハ軍事

及警備ニ關係ヲ有スル事項ニ付テハ
各其ノ地方ニ於ケル陸軍及海軍ノ最
高指揮官ノ區處ヲ受ク

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

連四

勅令第

號

外務省官制中左ノ通改正ス

第一條第三項中「對支文化事業」ヲ「對外文

化事業」ニ改ム

第三條中「專任書記官ハ二十八人」ヲ「專任

書記官ハ二十七人」ニ改ム

第十條 對外文化事業ニ關スル事務ヲ

外一

掌ラシムル爲外務省ニ文化事業部ヲ
置ク

文化事業部ニ部長一人ヲ置ク外務部
内勅任官ヲ以テ之ニ充ツ外務大臣ノ
命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十二條中外務事務官專任六十四人ヲ
外務事務官專任六十一人ニ改ム

第十六條中「專任百八十五人」ヲ「專任百八十人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

高等官官等俸給令第八條中「外務省文化事業部長」ヲ削リ同令別表第一表外務省ノ部中文化事業部長ノ項ヲ削ル

外二

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to transcribe accurately.

勅令第

號

拓務省官制中左ノ通改正ス

第一條第二項中「及滿洲」ヲ竝ニ滿洲及支
那ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

拓一

勅令第

號

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中「企畫院部長」次ニ左ノ如ク加フ

興亞院總務長官

興亞院部長

興亞院連絡部長官

文一

興亞院連絡部次長

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「企畫院理事官」ノ次ニ「興亞院理事官」ヲ加

フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

奏一

勅令第

號

興亞院調査官ハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通

改正ス

第二條中「企畫院調査官」ノ下ニ「興亞院調
査官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

院官制外七件審査報告

皇
子
監
國
監

詢ノ興亞院官制、興亞院連絡部官制、外

中改正ノ件、拓務省官制中改正ノ件、文

官任用令中改正ノ件、奏任文官特別任用令中改

正ノ件、興亞院調査官ノ特別任用ニ關スル件及

大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官

等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關ス

ル件中改正ノ件ニ付本官等審査委員ヲ命ゼラ

レ客月二十九日及本月一日委員會ヲ開キ國務

大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽キテ之ガ查覈ヲ遂

ゲタリ

國務大臣ノ説明ニ依レバ今次ノ支那事變ハ今
ヤ 天皇陛下ノ御稜威ト陸海軍將士ノ忠勇ト
國民至誠ノ後援トニ頼リ局面大ニ進展シ廣東
及武漢三鎮ノ攻略ヲ了スルニ至リテ支那ノ要
域ノ殆ド全部ヲ戡定シ國民政府ハ甚ダシク勢
カヲ失墜シタルモ該事變ノ終局ノ目的ヲ達ス
ルニハ獨リ武力ノ勝利ノミヲ以テハ足レリト
セズ更ニ進デ更生支那ヲ建設シ日滿支三國相
提携シテ東亞永遠ノ平和ヲ確保スベキ新體制

ヲ形成スルヲ必須ノ要件トシ之が爲メニハ優越ナル武力ニ訴ヘテ容共抗日ノ政權ヲ覆滅スルト共ニ其ノ成果ヲ利用シテ支那民衆ニ新體制ノ正義且合理ナル所以ヲ自覺セシメ以テ政治、經濟、文化ノ各部門ニ互リテ相互連環ノ實ヲ擧ゲザルベカラズ而シテ此ノ事タルヤ固ヨリ至難ノ業ニシテ其ノ手段ハ頗ル複雑多岐ニ涉ルが故ニ能ク長期ニ耐ヘテ國內各般ノ能力ヲ統合傾注セザルベカラズ從テ之ニ關スル事務ハ甚ダ重大ニシテ又廣汎ヲ極ムルコト言ヲ俟

タズ然ルニ此等ノ事務ニハ現存ノ行政機關本
來ノ所管ニ屬セザルモノ少カラズ又各部密接
ナル關聯ヲ有シ且内外ニ通ジテ統一調理スベ
キモノ多クシテ之ヲ關係各廳ニ分擔セシムベ
カラザルノミナラズ事務ノ重要性ニ適應スベ
キ確乎タル機構ヲ具ヘタル機關ヲシテ其ノ衝
ニ當ラシムルノ要アルコト明ナリ仍テ内閣ニ
於テハ此ノ際有カナル一機關ヲ新設シ之ヲシ
テ單一意思ノ下ニ内地及支那現地ヲ緊密ニ連
繫シテ遺憾ナク諸般ノ對支事務ヲ遂行セシム

ルノ趣旨ニ依リ内閣總理大臣ノ管理ノ下ニ興
亞院ナル一官廳ヲ設置スルノ議ヲ定メ其ノ官
制及之ニ附帶關聯スル勅令數件ヲ立案シ其ノ
中前記ノ興亞院官制外七件ヲ以テ茲ニ本院ノ
詢議ニ付セラレタルナリ而シテ興亞院ノ設置
ハ刻下ノ事態ニ照シ急速實施ノ要アリテ其ノ
經費ニ付次期ノ帝國議會ノ協贊ヲ經テ豫算ノ
成立スルヲ待ツノ遑ナキガ故ニ當分ノ必要額
ハ第二豫備金ノ支出ニ仰ガントスルナリ
今本案各件ノ要旨ヲ逐次開陳スレバ左ノ如シ

第一 興亞院官制

(一) 興亞院ハ支那事變中内閣總理大臣ノ管理
ノ下ニ之ヲ設置シ外交ニ關スルモノヲ除ク
ノ外該事變ニ當リ支那ニ於テ處理ヲ要スル
政治、經濟及文化ニ關スル事務之ニ關スル諸
政策ノ樹立ニ關スル事務、支那ニ於ケル事業
ヲ目的トスル特殊會社ノ業務ノ監督及支那
ニ於ケル事業者ノ業務ノ統制ニ關スル事務
竝ニ各廳ノ支那ニ關係スル行政事務ノ統一
保持ニ關スル事務ヲ掌ルモノトシ(第一條)(二)同

院ノ職員ニハ内閣總理大臣ヲ以テ充ツル總
裁、外務、大藏、陸軍及海軍ノ各大臣ヲ以テ充ツ
ル副總裁四人、勅任ニシテ親任官待遇ノ總務
長官一人、勅任ノ部長三人、奏任ノ秘書官專任
一人、書記官專任八人、調査官及事務官各專任
十八人、技師專任六人(内一人ヲ勅任ト)、通譯官
專任一人、理事官專任二人、竝ニ判任ノ屬、技手
及通譯生各專任若干人ヲ置キ(第二條、第六條、第七條、第七條)、別
ニ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等
官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコト

ヲ得シメ(條三)(三)同院ニ總裁官房竝ニ政務、經濟及文化ノ三部ヲ置キ別ニ勅任技師ヲ部長トスル技術部ヲ置クコトヲ得シメ總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ內閣總理大臣之ヲ定ムルモノトシ(條四)(四)同院ノ事務ニ關スル重要事項ニ付關係各廳間ニ於ケル事務連絡處理ノ爲メ同院ニ連絡委員會ヲ附置シ其ノ會長ハ總務長官ヲ以テ之ニ充テ委員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズルモノトシ(條五)(五)總

裁以下ノ職員ノ職務ヲ掲ゲ(第六九條乃至) (六) 同院ニハ別ニ定ムル所ニ依リ必要ノ地ニ連絡部ヲ置クモノトス(第二條)

本官制ニ於テ興亞院ノ所掌事務中特ニ除外スル外交ニ關スルモノトハ支那ニ關スル諸外國トノ交渉及支那新政權ノ承認以後ノ同國トノ交渉ニ關スル事務ノ謂ナル旨當局大臣ハ説明シタリ

第二 興亞院連絡部官制

(一) 興亞院連絡部ハ支那ニ於ケル興亞院ノ事

務ノ連絡ヲ掌ルモノニシテ之ヲ置ク地並ニ
其ノ名稱及擔任區域ハ内閣總理大臣之ヲ定
ムルモノトシ(條一)(二)各連絡部ニハ興亞院職
員タル勅任ノ連絡部長官及次長並ニ奏任ノ
書記官、調査官(勅任ヲ得ス)、事務官、技師、通譯官及
理事官、判任ノ屬、技手及通譯生ヲ置キ連絡部
ニ依リテハ此等職員ノ一部ヲ缺クコトヲ得
シメ各連絡部職員ノ定員ハ別ニ之ヲ定ムル
モノトシ(條三)各連絡部ノ部務ニ參與セシム
ル爲メ之ニ參與ヲ置キ内閣總理大臣ノ奏請

ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ
 之ヲ命ズルモノトシ(條三)(三)各連絡部ノ分課
 ハ興亞院總裁ノ認可ヲ受ケ連絡部長官之ヲ
 定ムルモノトシ(條四)(四)連絡部長官及次長ノ
 職務ヲ掲ゲ(第五條及第六條)(五)内閣總理大臣ハ必要
 ノ地ニ連絡部ノ出張所ヲ置クコトヲ得ルモ
 ノトシ(條七)(六)連絡部長官及出張所ノ長ハ軍
 事及警備ニ關係ヲ有スル事項ニ付テハ各其
 ノ地方ニ於ケル陸軍及海軍ノ最高指揮官ノ
 區處ヲ受クルモノトス(條八)

第三 外務省官制中改正ノ件

前記ノ興亞院設置ノ結果從前外務省ノ所管
タリシ對外文化事業ニ關スル事務中支那ニ
關スル部分ハ大半同院ノ所管ト爲ルニ由リ
此ノ機會ニ於テ外務省官制ニ整理ヲ加ヘ外
務大臣ハ一般ニ對外文化事業ニ關スル事務
ヲ管理スルモノトシ(第一條)其ノ事務ハ同省
文化事業部ニ於テ之ヲ掌ルモノトシ(第十條)
對支文化事業ニ關スル事務其ノ他興亞院ニ
移管セララルルモノアリテ事務減少スルガ故

ニ同省文化事業部ノ部長ハ專任ノ勅任官タ
リシヲ止メテ外務部内ノ勅任官ヲ以テ之ニ
充ツルコトトシ(同條第二項)書記官、事務官及屬若
干人ヲ減員ス(第三條、第六十二條及第十條)

第四 拓務省官制中改正ノ件

前記ノ興亞院設置ノ結果從前拓務省ノ所管
タリシ支那ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎
勵ニ關スル事務ハ同院ノ所管ト爲ルニ由リ
拓務大臣ノ所管事項中右ノ支那關係ノ事務
ヲ除外ス(第一條第二項)

第五 文官任用令中改正ノ件

前記ノ興亞院職員中總務長官、部長、連絡部長
官及連絡部次長ハ其ノ地位及職任ニ鑑ミ廣
ク適材ヲ求ムルノ必要アリテ其ノ任用ヲ普
通任用ノ資格アル者ノミニ限定スベカラザ
ルガ故ニ之ニ對シ特別任用ノ途ヲ開ク爲メ
本件ヲ以テ文官任用令第三條ノ二列記ノ勅
任文官中ニ右ノ四官ヲ追加シ此等ノ諸官ハ
同令所定ノ正規ノ資格ヲ有セザルモ各其ノ
職務ニ必要ナル學識、技能及經驗ヲ有スル者

ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト爲サントス

五八

第六 奏任文官特別任用令中改正ノ件

前記ノ興亞院理事官ハ其ノ職務ノ性質ニ考ヘ且類似ノ先例ニ照シ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定セザルヲ可トスル事情アルニ由リ本件ヲ以テ奏任文官特別任用令列記ノ諸官中ニ之ヲ追加シ該官ハ同令所定ノ官歴アル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト

爲サントス

第七 興亞院調査官ノ特別任用ニ關スル件

前記ノ興亞院調査官ハ其ノ地位及職任ニ鑑
ミ廣ク適材ヲ求ムルノ必要アリテ其ノ任用
ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定スベカ
ラザルガ故ニ本件ヲ以テ之ガ爲メ新ニ特別
任用ノ規程ヲ設ケ該官ハ正規ノ資格ナキモ
其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ
中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用
スルコトヲ得ルモノト爲サントス

第八 大正二年勅令第二百六十二號任用分限

又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セザ

ル文官ニ關スル件中改正ノ件

本勅令第二條ノ規定ニ依レバ文官任用令第三條ノニニ掲グル勅任文官其ノ他特別任用規定ノ適用ヲ受クル若干ノ高等文官ニ付テ

ハ實際上其ノ任用ニ支障ナカラシムル爲メ

高等官官等俸給令第四條所定ノ初叙官等ニ

關スル制限ヲ受ケシメザル旨ヲ定メタリ前

記新設ノ興亞院ノ總務長官、部長、連絡部長官

及連絡部次長ハ文官任用令第三條ノ二ニ追
加セラルルガ故ニ當然本勅令第二條ノ規定
ノ適用ヲ受クルモノト爲ルモ同院ノ調査官
ニ付テハ特ニ之ヲ規定スルノ要アルニ由リ
本件ヲ以テ本勅令第二條列記ノ諸官中ニ該
官ヲ加ヘ初叙官等ノ制限ヲ受ケザルモノト
セントスルナリ

按ズルニ本案ノ諸件ハ今次ノ支那事變ニ對應
シ東亞ノ新秩序建設ヲ目途トシテ支那ニ於ケ
ル政治、經濟及文化ノ各般事務ヲ處理セシムル

爲ノ中央及支那現地ニ特殊ノ行政機關ヲ新設
スルノ必需ニ因リ興亞院及同院連絡部ノ官制
ヲ制定シ之ニ伴ヒテ必要ナル新規程ヲ設ケ又
ハ従前ノ規程ニ必要ナル改正ヲ加ヘントスル
モノニシテ其ノ主眼タル興亞院及其ノ連絡部
ノ機構ニ關シテハ必ズシモ論議ノ餘地ナキニ
アラザルベシト雖刻下ノ時局ニ照シ當面ノ事
態ニ考ヘ此ノ種ノ機關ヲ特置スルノ趣旨ハ固
ヨリ之ヲ是認スベク其ノ官制ノ條項モ亦姑ク
之ヲ承認スルノ外ナキモノト思料ス唯此ノ新

機構ノ運行ニ當リテハ特ニ中央及支那現地ニ於ケル外交、軍事其ノ他ノ諸機關トノ間ニ最モ緊密ニシテ圓滑ナル關係ヲ保持スルヲ絶對ノ要件トスルコト明ナルガ故ニ當局ニ於テハ人事其ノ他實際ノ運營ニ關シ極メテ細心ノ注意ヲ拂ヒ以テ苟クモ所期ノ效果ヲ收ムルニ遺漏ナカラシムコトヲ切望セザルヲ得ズ乃チ審査委員會ニ於テハ本案各件ハ總テ原案ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ旨此ノ希望意見ト共ニ全會一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十三年十二月三日

審査委員長

樞密院副議長

原

嘉道

審査委員

樞密顧問官

河合

操

樞密顧問官子爵石井菊次郎

樞密顧問官

有馬

良橘

樞密顧問官

石塚

英藏

樞密顧問官

清水

澄

樞密院議長男爵平沼騏一郎殿

樞密顧問官男爵林

樞密顧問官

南

樞密顧問官

菅原

權助

(事務官ノ多ク
決議ニ與ラズ)

弘

通敬



閣第 三三二 號

案 起

昭和十三年十二月五日

閣議 決定 昭和十三年十二月十六日 施行
裁可 昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

內閣總理大臣 **友**

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

友

陸軍大臣

友

文部大臣

友

遞信大臣

友

厚生大臣

友

內務大臣

友

海軍大臣

友

農林大臣

友

鐵道大臣

友

大藏大臣

友

司法大臣

友

商工大臣

友

拓務大臣

友

別紙法制局長官稟申

興亞院ノ設置ニ伴フ同院卜關係各

廳下、間ニ於ケル事務分界
右閣議ニ供ス

通牒案 (一)

昭和三年十二月十六日

内閣總理大臣

各省大臣

宛(各通)

興亞院總裁 (本文中「興亞院」
及「同院」ヲ「貴院」トス)

同院ト關係各廳

トノ間ニ於ケル事務分界別紙ノ通閣議
決定相成候條及通牒候

通牒案(一)

昭和三年十二月十六日

内閣書記官長

法制局長官

企畫院總裁

對滿事務局總裁

内閣情報部長

宛(各通)

興亞院設置ニ伴ヒ同院ト關係各廳トノ
間ニ於ケル事務分界別紙ノ通閣議決定
相成候條依命及通牒候爲念

内閣情報部長及「依命」ヲ除ク
法制局長官ハ

閣甲 三七二

昭和十三年十二月十六日

內閣書記官長

內閣書記官

內閣總理大臣 交

法制局長官



外務大臣	陸軍大臣	文部大臣	遞信大臣	厚生大臣
內務大臣	海軍大臣	農林大臣	鐵道大臣	
大藏大臣	司法大臣	商工大臣	拓務大臣	

興亞院ノ設置ニ伴ヒ同院卜關係各廳
 卜ノ間ニ於ケル事務分界別紙ノ通
 閣議決定相成度此啟及稟申候也

法制局

追テ關係各省ト協議濟

治
制
局

IMT 641

246

興亞院ト關係各廳トノ間ノ事務分界

- 一 昭和十三年十一月十八日閣議了解事項一ニ依ル興亞院ト關係各廳トノ間ノ事務分界ハ左ノ通トス
- 二 支那ニ關スル事務ハ興亞院ニ屬スルモノト關係各廳ニ屬スルモノトヲ問ハズ凡テ相互ニ密接ノ關係アルヲ以テ之ガ處理ニ當リテハ各廳ノ間ニ良ク連絡協調ヲ保チ以テ其ノ圓滑ナル遂行ヲ圖ルモノトス

一、
(一)興亞院ト外務省トノ事務分界

興亞院ニ移管セラルベキモノ

(1) 諸學校

支那現地ニ於ケル支那人教育機關及日本ニ於ケル支那人ノミノ教育機關竝ニ支那ニ於テ活動スル人物ノ養成ヲ目的トスル支那現地ノ日本人教育機關（東亞同文書院ヲ除ク）

(2) 學術研究機關

現代支那ノ政治經濟文化及産業開發ニ密接ナル關係ヲ有スル研究所其ノ他ノ研究施設

(3) 醫療、衛生、防疫、救恤ニ關スル施設

(日本標準規格B4判)

(様原納)

支那ニ於ケル此ノ種施設及日本内地ニ於テ支那人ヲ主タル對象トシテ行フ此等ノ施設

(4) 日支文化協力ヲ目的トスル日本ニ於ケル各種團體ニシテ支那現地ニ於ケル事業ト一系統ヲ爲シ之ト密接ノ關係ヲ有スルモノ

(5) 其ノ他支那ニ於ケル文化助長ニ關スル事項

ニ 外務省ニ屬スベキモノ

(1) 支那ニ於ケル日本人ノ在外指定學校

(2) 學術研究機關中主トシテ過去ニ於ケル支那文化研究ノ爲ニスル研究所其ノ他ノ研究施設

- (3) 日支文化協力ヲ目的トスル日本ニ於ケル各種團體ニシテ日本ノミニテ獨立シテ活動シ得ルモノ
- (4) 支那人ノ日本留學及日本人ノ支那留學ニ關スル事項
- (5) 日支兩國人相互視察ニ關スル事項

(日本標準規格B4判) (様原納)

(二) 興亞院ト内務省トノ事務分界

一、興亞院ニ屬スベキモノ

(1) 北京ニ於ケル警察官養成ニ關スル事項(現ニ北京臨時警察學校教官トシテ駐在スル警察講習所教授及技手ノ司掌事項)

(2) 上海都市計畫ノ樹立ニ關スル事項(現ニ上海ニ出張セシメ居ル技師及技手ノ司掌事項)

(3) 支那現地ニ於ケル土木事業ニ關スル事項(現ニ中支方面ニ出張セシメ居ル技師ノ司掌事項)

二、内務省ニ屬スベキモノ

北京上海等ニ於ケル我國內治安ニ關係アル情報蒐集ニ關スル事務

(三) 興亞院ト大藏省トノ事務分界

一 興亞院ニ屬スベキモノ

- (1) 中國臨時政府及維新政府ノ通貨金融行政ノ内面指導ニ關スル
事項

- (2) 中國聯合準備銀行ノ内面指導ニ關スル事項

- (3) 支那幣制ノ處置ノ内面指導ニ關スル事項

- (4) 海關ノ内面指導ニ關スル事項

- (5) 支那側普通銀行ノ内面指導ニ關スル事項

- (6) 支那ニ本店ヲ有スル日本側銀行ノ監督ニ關スル事項

二 大藏省ニ屬スベキモノ

(1) 支那ニ於ケル日本ノ外國爲替管理事務

(2) 支那ニ於ケル日本ノ國庫事務

(五) 興亞院ト農林省トノ事務分界

一、興亞院ニ屬スベキモノ

支那ニ於ケル農産、畜産及水産ノ内面指導ニ關スル事項

二、農林省ニ屬スベキモノ

(1) 支那ニ於ケル農産、畜産及水産ノ保護助長ニ對スル内地ヨリノ協力ニ關スル事項

(2) 支那ニ於ケル農産、畜産及水産ニ關スル情報蒐集ニ關スル事項

(3) 青島ヨリ日本ニ輸入スル牛肉ノ出張検査ニ關スル事項

(六) 興亞院ト商工省トノ事務分界

一、 興亞院ニ屬スベキモノ

(1) 支那ニ於ケル物資配給ノ合理化ニ關スル事項

(2) 在支紡績工場等ノ復舊ニ關スル事項

二、 商工省ニ屬スベキモノ

(1) 日本内地ノ物資調整實現ノ爲ニ必要ナル限度ニ於ケル支那ニ

於ケル物資ノ移動計畫

(2) 支那ニ於ケル物資開發ヘノ内地ヨリノ協力

(日本標準規格B4判) (榛原納)

(七) 興亞院ト遞信省トノ事務分界

一、 興亞院ニ屬スベキモノ

- (1) 支那ニ於ケル郵政ノ内面指導ニ關スル事項
- (2) 支那現地ノミノ間ノ電氣通信（放送ヲ含ム）ノ内面指導ニ關スル事務

二、 遞信省ニ屬スベキモノ

- (3) 支那現地ノミノ間ノ航空ノ内面指導ニ關スル事務
- (4) 支那現地ノミノ間ノ海運ニ關スル事務
- (5) 前各號ノ事業ニ關スル在支第三國權益ノ處理
- (1) 日支間ノ郵便ニ關スル事務

- (2) 日支間ノ電氣通信（放送ヲ含ム）ニ關スル事務
 - (3) 日支間ノ航空ニ關スル事務
 - (4) 日支間ノ海運ニ關スル事務
 - 右(1)乃至(4)ニ付テハ興亞院ニ協議スベキモノトス
 - (5) 對支海運會社（假稱）ノ監督
- 但シ支那ニ於ケル業務ノ統制ハ興亞院之ヲ行フ

（日本標準規格B4列）
（榛原納）

(八) 興亞院ト鐵道省トノ事務分界

一、 興亞院ニ屬スベキモノ

- (1) 支那ニ於ケル鐵道ノ復舊整備及經營ノ統制其ノ他鐵道ノ處理ニ關スル事項

二、 鐵道省ニ屬スベキモノ

- (2) 支那ニ於ケル鐵道ノ所要物資及人員ノ調整ニ關スル事項
- (1) 支那ニ於ケル鐵道ノ所要物資及人員ノ調整ニ關スル内地ヨリノ協力ニ關スル事項
- (2) 日滿支ニ互ル輸送連絡ノ爲ニスル支那鐵道ノ調査ニ關スル事項

(九) 興亞院ト拓務省トノ事務分界

一、 興亞院ニ移管セラルベキモノ

支那ニ於ケル拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

二、 拓務省ニ屬スベキ事項

日本棉花栽培協會及東亞緬羊協會ニ關スル事務

但シ支那ニ於ケル棉花ノ開發及緬羊ノ改良増殖ニ關スル計畫

ノ樹立竝ニ現地ニ於ケル棉花栽培及緬羊飼育ノ指導獎勵ニ關

スル事務ハ右一ニ依リ興亞院ニ於テ之ヲ處理スルモノトス

三、

南支那ニ對スル事務ニシテ臺灣統治ニ關シ必要ナル事項及臺灣ノ
地位ヲ活用シ施設經營スルヲ適當トスル事項（殊ニ福建省ニ於テ

(日本標準規格B4判) (榛原納)

從來臺灣總督府ノ施設セル事項ハ當分ノ間臺灣總督府ニ於テ從
前通之ヲ行フモノトス

但シ將來右ノ地域ニ興亞院現地機關ノ設ケラルル場合ニハ臺灣
總督府職員トノ間ニ相互兼任等ノ方法ヲ講ジ兩機關ノ對立ヲ避
クルヲ適當ト認ム

興亞院と關係各廳間ノ權限分界ニ關スル件

(法制局譯譯卷軍官ヲ法制局長官)

(傳達アリタリ)

一、外務省ニ關スル件

1. 同文書日院

2. 四年全書編輯

3. 自然科學研究所

右軍ト外務省ト間ニ諒解済

二、對支文化事業特別會計、外務省所管トスルヤ

興亞院所管トスルヤ、大藏省ニテ研究ニカトトスルヤ

何レノ所管トスルヤ、經費支出ト考ヘ付テ子障ヲ和サシム

操ニ措置スベク大藏省ニテ纏ヒテ續テリ

三、遊信者三箇五分

1. 海運公社、監督、遊信者所及

2. 子即、旅客公社、業務、統制、興亞院所及

右遊信者ト興亞院ト向ニ諒解済

關甲第三六八號

案起

昭和十三年十二月

日

裁可 昭和 年 月 日 施行
決定 昭和十三年十二月十六日

昭和 年 月 日

內閣總理大臣



內閣書記官長



內閣書記官



案 (一)

昭和十三年十二月十六日

內閣總理大臣

各省大臣

興亞院總裁

宛 (各通)

今般興亞院官制並興亞院連絡部官制公布ニ付右ニ關スル附帶閣議

了解事項別紙ノ通及通牒候

(白井納)

IMT 641

265

案 (二)

昭和十三年十二月十六日

內閣書記官長

企畫院總裁

對滿事務局總裁

內閣情報部長

宛 (各通)

今般興亞院官制並ニ興亞院連絡部官制公布ニ付右ニ關スル附帶閣議了解事項別紙ノ通爲念及通牒候

極秘

附帶閣議了解事項

- 一 興亞院ト關係各廳トノ間ノ權限分界ハ別ニ協定スル所ニ依ル
- 二 軍事及警備ニ關シ支那側關係機關ニ對シテ爲ス指導ハ陸海軍各最高指揮官其ノ任務及協定ニ基キテ之ヲ爲スモノトス
- 三 興亞院ノ指導ハ右ノ範圍外ニ於ケル政務ニ關スルモノトス
- 三 興亞院連絡部ハ實質的ニハ興亞院ノ現地支廳タルベキモノニシテ新支那建設ニ關スル政治、經濟及文化ニ關スル事務ヲ取扱フモノトス
- 將來現地ノ事情之ヲ許スニ到レバ名實共ニ興亞院現地機關タルベキモノトス
- 四 興亞院連絡部ノ次長以下ノ職員ニハ必要アルトキハ現地陸海軍ノ

四 與而... 夫... 以... 之... 公... 之... 與... 之...

子... 之...

與... 之... 之... 之... 之... 之...

十...

與... 之... 之... 之... 之... 之...

三 與... 之... 之... 之... 之... 之...

與... 之... 之... 之... 之... 之...

高... 之... 之... 之... 之... 之...

二 與... 之... 之... 之... 之... 之...

一 與... 之... 之... 之... 之... 之...

與... 之... 之... 之... 之... 之...

司令部等ニ囑スル適任者タル武官ヲシテモ之ヲ兼務セシムルコト
ヲ得

五 陸海軍各最高指揮官ガ交通、通信又ハ航空ノ會社等ニ對シ軍事上
必要ノ要求又ハ監督ヲ爲スハ別ニ協定スル處ニ依ル

五

閣甲第三六六號

案起

昭和十三年十二月十二日

裁可昭和 年 月 日施
決定昭和十三年十二月十三日行

昭和 年 月 日

內閣總理大臣 友

內閣書記官長

內閣書記官

案

昭和十三年十二月十六日

內閣書記官長

興亞院總務長官 宛

今般貴院新設ニ付事務處理竝ニ文書取扱ニ關シ左記事項御承知相
成度依命此段及通牒候

スルモノハ之ヲ其ノ院ニ回付ス

(二) 内閣總理大臣ノ決裁ヲ經ベキ書類ハ總テ内閣官房總務課ニ送付スルコト

(三) 内閣總理大臣又ハ内閣名ヲ以テ外部ニ發スル書類ハ原則トシテ内閣官房總務課ヨリ之ヲ發ス、其ノ興亞院ノ起案ニ係ルモノハ發送後書類（原議）ハ其ノ院ニ回付ス

(四) 一般ニ文書ノ發送ニ付テハ左記事項留意ノコト

(イ) 内閣總理大臣又ハ内閣書記官長宛發スル公文書ハ宛名人ニ於テ必ズ直接開封スルヲ要スル祕密文書ノ外總テ之ヲ内閣官房總務課宛送付スルコト

(ロ) 發送文書ノ封筒ニハ宛名人ニ於テ必ズ直接開封スルヲ要スル場合ノ外之ニ「親展」ノ表示ヲ爲サザルコト

(ハ) 總テ書類ニハ當該公文書ノ交渉主任者ヲ欄外其ノ他適當ノ

所ニ附記スルコト但シ主任者ノ判然セル人事ニ關スル書類
又ハ單ニ通報ニ屬スル輕微ナルモノハ之ヲ省略スルモ可ナ
リ

命 令 書

(昭和十三年內閣閣甲第二七二號)

北支那開發株式會社

北支那開發株式會社法ニ依リ左ノ通命令ス

昭和十三年十一月七日

內閣總理大臣

第一條 北支那開發株式會社(以下會社ト稱ス)ハ左ニ掲グル規程

ヲ制定セントスルトキハ內閣總理大臣(以下大臣ト稱ス)ノ認可
ヲ受クベシ之ヲ改廢セントスルトキ亦同ジ

一 職 制

二 役員ノ報酬、手當其ノ他社員ノ給與ニ關スル規程

三 營業其ノ他ニ關スル重要ナル規程

前項ノ認可申請ニハ其ノ事由及實施年月日ヲ記載スベシ

第一項ニ掲ゲザル規程ヲ制定シ又ハ改廢シタルトキハ遲滯ナク大臣ニ報告スベシ

第二條 會社ハ左ノ場合ニ於テ大臣ノ認可ヲ受クベシ

一 資本ノ増加ヲ爲サントスルトキ

二 定款ノ變更、合併又ハ解散ノ決議ヲ爲サントスルトキ

三 理事又ハ監事ノ選任及顧問ノ委囑ヲ爲サントスルトキ

四 役員又ハ顧問ノ報酬、手當、賞與若ハ退職慰勞金ノ額ヲ決定

シ又ハ變更セントスルトキ

五 北支開發債券ヲ發行シ又ハ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルト

キ

六 借入金ヲ爲サントスルトキ

七 每營業年度ノ投資若ハ融資ノ計畫ヲ定メ又ハ之ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキ

八 每營業年度ノ事業費豫算、營業收支豫算及資金計畫ヲ定メ若ハ之ニ重要ナル變更ヲ加ヘ又ハ事業費豫算ノ豫備費ヲ以テ豫算外ノ費途ニ充テントスルトキ

九 重要ナル財産ヲ處分シ又ハ之ヲ擔保ニ供セントスルトキ

十 重要ナル投資、融資又ハ債務保證ヲ爲サントスルトキ

十一 決算及利益金ノ處分ヲ爲サントスルトキ

十二 會社ガ重要ナル投資、融資若ハ助成ヲ爲シ又ハ爲サントス

ル會社ニ對シ左ノ事項ニ付承認ヲ與ヘントスルトキ

イ 定款ノ決定又ハ重要ナル變更

口 出資者及其ノ出資額並出資拂込ノ金額及時期ノ決定又ハ變更

ハ 特典及特殊義務

ニ 株金ノ拂込又ハ社債ノ發行

ホ 事業計畫及資金計畫ノ決定又ハ重要ナル變更

ヘ 決算及利益金ノ處分

ト 物資調整上重要ナル事項

チ 日滿支生産力補充上重要ナル事項

リ 重要ナル財産ノ處分又ハ債務ノ保證

ヌ 重要ナル投資又ハ融資

ル 職制又ハ給與ニ關スル規程ノ制定又ハ改廢

ヲ 社長、副社長、取締役又ハ業務分掌理事ノ任免
ワ 其ノ他重要ナル事項

十三 前各號ノ外重大ナル義務負擔ヲ爲シ又ハ重要ナル契約ヲ締
結セントスルトキ

前項ノ認可申請ニハ其ノ事由ヲ記載スベシ

第一項第七號ノ投資若ハ融資ノ計畫並第八號ノ事業費豫算、營業
收支豫算及資金計畫ハ其ノ事業又ハ年度開始一月前迄ニ之ヲ提出
スベシ

第三條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌スル理事他ノ職務又ハ商業ニ從
事セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條 前各條ノ規定ニ拘ラズ北支那ニ於ケル經濟開發上重要ナル

事項ニ關シテハ大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五條 株主總會ノ日時及場所ハ株主ニ通知ヲ發スルト同時ニ議案ヲ添ヘ之ヲ大臣ニ報告スベシ

株主總會ノ決議ハ株主總會終了後一週間以内ニ之ヲ大臣ニ報告スベシ

第六條 會社ハ毎月末日ニ於ケル貸借對照表ヲ作成シ其ノ月ノ事業費支出、營業收支狀況及業務狀況ト共ニ翌月二十日迄ニ之ヲ大臣ニ報告スベシ

第七條 會社ハ投資若ハ融資又ハ助成ヲ爲セル各會社ノ左記事項ニ付大臣ニ報告スベシ

一 事業概況、貸借對照表及營業收支狀況

二 分課規程ノ制定及改廢

三 重要ナル訴訟事件

四 理事（業務分掌理）、監事又ハ監査役ノ任免

前項第一號ノ事業概況、貸借對照表及營業收支狀況ハ三月毎ニ一
括シテ之ヲ報告スベシ

第八條 會社ハ左ノ場合ニ於テ遲滯ナク大臣ニ報告スベシ

一 副總裁及理事ノ業務分掌ヲ定メ又ハ變更シタルトキ

二 職制外ニ分課規程ヲ定メ又ハ變更シタルトキ

三 登記ヲ爲シタルトキ

四 前各號ノ外重要ト認ムル事項又ハ重大ナル事故ノ生ジタルト

キ

命 令 誓

(昭和十三年內閣閣甲第二七三號)

中支那振興株式會社

中支那振興株式會社法ニ依リ左ノ通命令ス

昭和十三年十一月七日

內閣總理大臣

第一條 中支那振興株式會社(以下會社ト稱ス)ハ左ニ掲グル規程ヲ制定セントスルトキハ內閣總理大臣(以下大臣ト稱ス)ノ認可ヲ受クベシ之ヲ改廢セントスルトキ亦同ジ

一 職 制

二 役員ノ報酬、手當其ノ他社員ノ給與ニ關スル規程

三 營業其ノ他ニ關スル重要ナル規程

前項ノ認可申請ニハ其ノ事由及實施年月日ヲ記載スベシ

第一項ニ掲ゲザル規程ヲ制定シ又ハ改廢シタルトキハ遲滯ナク大臣ニ報告スベシ

第二條 會社ハ左ノ場合ニ於テ大臣ノ認可ヲ受クベシ

一 資本ノ増加ヲ爲サントスルトキ

二 定款ノ變更、合併又ハ解散ノ決議ヲ爲サントスルトキ

三 理事又ハ監事ノ選任ヲ爲サントスルトキ

四 役員ノ報酬、手當、賞與若ハ退職慰勞金ノ額ヲ決定シ又ハ變

更セントスルトキ

五 中支振興債券ヲ發行シ又ハ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルト

キ

六 事業ヲ自ラ經營セントスルトキ

- 七 借入金ヲ爲サントスルトキ
- 八 毎營業年度ノ事業計畫、投資若ハ融資ノ計畫ヲ定メ又ハ之ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキ
- 九 毎營業年度ノ事業實錄算、營業收支豫算及資金計畫ヲ定メ若ハ之ニ重要ナル變更ヲ加ヘ又ハ事業實錄算ノ豫備算ヲ以テ豫算外ノ資途ニ充テントスルトキ
- 十 重要ナル財産ヲ處分シ又ハ之ヲ擔保ニ供セントスルトキ
- 十一 重要ナル投資、融資又ハ債務保證ヲ爲サントスルトキ
- 十二 決算及利益金ノ處分ヲ爲サントスルトキ
- 十三 會社ガ重要ナル投資、融資若ハ助成ヲ爲シ又ハ爲サントスル會社ニ對シ左ノ事項ニ付承認ヲ與ヘントスルトキ

- イ 定款ノ決定又ハ重要ナル變更
- ロ 出資者及其ノ出資額並出資拂込ノ金額及時期ノ決定又ハ變更
- ハ 特典及特殊義務
- ニ 株金ノ拂込又ハ社債ノ發行
- ホ 事業計畫及資金計畫ノ決定又ハ重要ナル變更
- ヘ 決算及利益金ノ處分
- ト 物資調整上重要ナル事項
- チ 日滿支生産力補充上重要ナル事項
- リ 重要ナル財産ノ處分又ハ債務ノ保證
- ヌ 重要ナル投資又ハ融資

ル 職制又ハ給與ニ關スル規程ノ制定又ハ改廢

ヲ 社長、副社長、取締役又ハ業務分掌理事ノ任免

ワ 其ノ他重要ナル事項

十四 前各號ノ外重大ナル義務負擔ヲ爲シ又ハ重要ナル契約ヲ締

結セントスルトキ

前項ノ認可申請ニハ其ノ事項ヲ記載スベシ

第一項第八號ノ事業計畫、投資若ハ融資ノ計畫並第九號ノ事業費

豫算、營業收支豫算及資金計畫ハ其ノ事業又ハ年度開始一月前迄

ニ之ヲ提出スベシ

第三條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌スル理事他ノ職務又ハ商業ニ從

事セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條 前各條ノ規定ニ拘ラズ中支那ニ於ケル公共ノ利益又ハ産業

ノ振興ノ爲重要ナル事項ニ關シテハ大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五條 株主總會ノ日時及場所ハ株主ニ通知ヲ發スルト同時ニ議案

ヲ添ヘ之ヲ大臣ニ報告スベシ

株主總會ノ決議ハ株主總會終了後一週間以内ニ之ヲ大臣ニ報告ス

ベシ

第六條 會社ハ毎月末日ニ於ケル貸借對照表ヲ作成シ其ノ月ノ事業

費支出、營業收支狀況及業務狀況ト共ニ翌月二十日迄ニ之ヲ大臣

ニ報告スベシ

第七條 會社ハ投資若ハ融資又ハ助成ヲ爲セル各會社ノ左記事項ニ

付大臣ニ報告スベシ

一 事業概況、貸借対照表及營業收支狀況

二 分課規程ノ制定及改廢

三 重要ナル訴訟事件

四 理事（業務分掌^地）、監事又ハ監査役ノ任免

前項第一號ノ事業概況、貸借対照表及營業收支狀況ハ三月毎ニ一
括シテ之ヲ報告スベシ

第八條 會社ハ左ノ場合ニ於テ遲滯ナク大臣ニ報告スベシ

一 副總裁及理事ノ業務分掌ヲ定メ又ハ變更シタルトキ

二 職制外ニ分課規程ヲ定メ又ハ變更シタルトキ

三 登記ヲ爲シタルトキ

四 前各號ノ外重要ト認ムル事項又ハ重大ナル事故ノ生ジタルト

案
年 月 日

內閣書記官長

興亞院總務長官 宛

今般貴院新設ニ付事務處理竝ニ文書取扱ニ關シ左記事項御承知相
成度依命此段及通牒候

追テ北支那開發株式會社及中支那振興株式會社監督ニ關スル命
令書別紙ノ通ニ付及送付候

記

興亞院設置ニ付事務處理及文書取扱ニ關スル件

内閣

古

- 一 興亞院分課規程ノ制定及改正ハ内閣總理大臣ニ上申シ其ノ決定ヲ仰グコト（官報公示内閣官房總務課ニ於テ取扱フモノトス）
- 二 主管事項中重要ナルモノハ總テ内閣總理大臣ニ上申シ又ハ閣議ノ決定ヲ請フコト
- 三 法律勅令ノ制定又ハ改廢ヲ要スルモノハ總テ内閣總理大臣ノ請議案トシテ上申スルコト
- 四 其ノ他内閣ニ於ケル文書處理方法左記ノ通
 - (一) 内閣總理大臣、内閣書記官長又ハ内閣ヘ宛テタル書類ハ總テ内閣官房總務課ニ於テ接受ス其ノ興亞院ニ於テ調査起案ヲ要スルモノハ之ヲ其ノ院ニ回付ス
 - (二) 内閣總理大臣又ハ内閣書記官長ノ決裁ヲ經ベキ書類ハ總テ内閣官房總務課ニ送付スルコト
 - (三) 内閣總理大臣、内閣書記官長又ハ内閣名ヲ以テ外部ニ發スル

書類ハ原則トシテ内閣官房總務課ヨリ之ヲ發ス、其ノ興亞院ノ起案ニ係ルモノハ發送後書類（原議）ハ其ノ院ニ回付ス

(四) 一般ニ文書ノ發送ニ付テハ左記事項留意ノコト

(イ) 内閣總理大臣又ハ内閣書記官長宛發スル公文書ハ宛名人ニ於テ必ズ直接開封スルヲ要スル秘密文書ノ外總テ之ヲ内閣官房總務課宛送付スルコト

(ロ) 發送文書ノ封筒ニハ宛名人ニ於テ必ズ直接開封スルヲ要スル場合ノ外之ニ「親展」ノ表示ヲ爲サザルコト

(ハ) 總テ書類ニハ當該公文書ノ交渉主任者ヲ欄外其ノ他適當ノ所ニ附記スルコト但シ主任者ノ判然セル人事ニ關スル書類又ハ單ニ通報ニ屬スル輕微ナルモノハ之ヲ省略スルモ可ナリ